

○鎌倉市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第4条第2項の規定による申請書は、公園内行為許可申請書（第1号様式）に、同条第3項の規定による申請書は、公園内許可行為変更許可申請書（第2号様式）によらなければならない。

(公園施設の設置等許可申請)

第3条 条例第7条第1号の規定による申請書は、公園施設設置許可申請書（第3号様式）に、同条第2号の規定による申請書は、公園施設管理許可申請書（第4号様式）に、同条第3号の規定による申請書は、公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（第5号様式）によらなければならない。

(保証人及び保証金)

第4条 条例第8条の規定による連帯保証人は、確実な資力を有し、かつ、引き続き1年以上本市に居住している者でなければならない。

2 市長が連帯保証人を適当でないと認めるとき、又は連帯保証人が前項の要件を欠いたときは、あらためて連帯保証人を立てなければならない。

3 条例第8条の規定による保証金の額は、公園施設の設置又は管理に係る許可期間が3年以内の場合にあっては、使用料の3月分相当額とし、許可期間が3年を超える場合にあっては、使用料の6月分相当額とする。

4 前項の規定による保証金は、許可期間が満了した日以後又は許可の期間満了前に使用を廃止した日以後において還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときには、これに充当することができる。

(占有許可申請)

第5条 条例第9条の規定による申請書は、公園占有許可申請書（第6号様式）によらなければならない。

(使用料の額)

第6条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の返還申請)

第7条 条例第13条の規定により使用料の返還を受けようとするときは、公園使用料返還申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免申請)

第8条 条例第14条に規定する使用料の減免を申請しようとする者は、公園使用料減免申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第9条 条例第18条第1項第1号に規定する規則で定める場所は、鎌倉市公告式条例（昭和25年8月条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場とする。

2 条例第18条第2項に規定する保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の一覧

簿は、保管工作物等一覧簿（第9号様式）とし、その閲覧場所は、公園管理主管課とする。

（保管した工作物等の売却の方法）

第10条 条例第20条に規定する保管した工作物等の売却の方法は、不用決定された物品の売却の例による。

（工作物等の返還に係る受領書）

第11条 条例第21条に規定する受領書は、受領書（第10号様式）とする。

（届出の様式）

第12条 条例第22条の規定による届出は、次の各号に掲げる書類によらなければならない。

（1） 条例第22条第1号に掲げるとき。

公園施設設置（占用）工事完了届（第11号様式）

（2） 条例第22条第2号に掲げるとき。

公園施設設置（管理、占用）休止、廃止届（第12号様式）

（3） 条例第22条第3号に掲げるとき。

公園原状回復届（第13号様式）

（4） 条例第22条第4号及び第5号に掲げるとき。

公園内における監督処分に伴う工事完了届（第14号様式）

（団体登録）

第13条 有料公園施設を利用しようとする団体は、あらかじめ指定管理者の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする団体は、次に定める要件を満たさなければならない。ただし、指定管理者が
適当と認めるときは、この限りでない。

（1） 構成員が10人以上であること。

（2） 構成員の半数以上が市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していること。

（3） 代表者が20歳以上であること。

（団体登録の手続等）

第14条 前条に規定する団体登録の手続、有効期間等については、市長の承認を得て指定管理者が別に定める。

（早朝利用の利用時間）

第15条 条例別表第2備考の規定による利用時間開始前に利用できる時間は、午前6時から午前8時までとする。

（特定公園施設の移動等円滑化基準）

第16条 条例第1条の6の規定に基づき、特定公園施設の移動等円滑化基準は、次条から第26条に定めるものとする。

（園路及び広場）

第17条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上（都市公園の敷地に接する道路へ通ずる出入口又は第21条第1項の駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上）は、次

に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 縦断勾配が3パーセント以上であって、かつ、長さが30メートル以上の区間がある場合は、その途中に長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、車椅子使用者が一時的に停留することができる場所をもってこれに代えることができる。

カ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 通路の両側は、転落を防ぐ構造とすること。

ケ 必要に応じ、手すりが設けられていること。

コ 縁石を設ける場合は、他の通路に接続する部分の幅は180センチメートル以上とし、かつ、その部分の段差は2センチメートル以下、すりつけをした部分の勾配は8パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - オ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 次に掲げる場所には、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせることで床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）が設けられていること。ただし、第1号の出入口と第21条第1項の駐車場との間の経路を構成する通路にあつては、この限りではない。
- ア 都市公園の敷地に接する道路と第1号の出入口との間の経路
 - イ 第2号の通路の要所その他の特に視覚障害者の注意を喚起することが必要と認められる場所

ウ 第3号の階段の上端及び下端に近接する通路又は広場並びに踊場の部分

エ 前号の傾斜路の上端及び下端に近接する通路又は広場の部分

- (7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (8) 次条から第25条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第18条 屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第19条 休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第22条第2項、第23条及び第24条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第20条 野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第18条第1項第1号に規定する基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) 当該野外劇場の収容定員の数が200以下の場合には当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員の数が200を超える場合は当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下この条において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第22条第2項、第23条及び第24条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は90センチメートル以上で、かつ、奥行きは120センチメートル以上であること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第21条 駐車場を設ける場合は、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用をすることができる駐車施設（以下この条において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 第17条第1項に規定する園路又は広場に近接する水平な場所に設けられ、かつ、当該園路又は広場と車椅子使用者用駐車施設との間の経路を構成する通路は、同項第2号に規定する基準に適合するものであること。

(3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第22条 便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第23条 前条第2項第1号に規定する便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号に規定する便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに同項第2号の規定は、前項に規定する便房について準用する。

第24条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに同条第2項第2号から第4号までの規定は、第22条第2項第2号に規定する便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第25条 水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第26条 掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 標識は、前項に掲げる基準に適合するほか、その表示された内容について、背景と文字、記号その他の表示要素との色の明度、色相又は彩度の差が確保されたものでなければならない。

3 前項の標識のうち、特定公園施設の配置又は経路を表示したものは、点字その他の設備を設けたものでなければならない。

第27条 第17条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第17条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(その他の事項)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年11月7日規則20)

この規則は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則 (昭和43年11月12日規則24)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第1条の改正規定及び第2条中第23分団の受持区域の改正規定は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則 (昭和47年10月6日規則30)

この規則は、公布の日から施行し、別表の改正規定は、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (昭和50年8月1日規則16)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年2月7日規則25)

この規則は、昭和58年2月7日から施行する。

付 則（昭和59年 3 月31日規則28）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前にした使用の許可の期間（当該使用の期間が昭和60年度以降にわたる場合においては、当該使用の期間のうち、昭和60年 3 月31日までの期間に限る。）に係る使用料の額については、なお従前の例による。

付 則（平成 4 年12月18日規則13）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年 3 月26日規則26）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成17年 7 月 4 日規則13）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年 3 月31日規則55）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日規則53）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条）

区分		単位	使用料
公園施設の設置	土地	1 平方メートルにつき 1 月	円
			160
公園施設の管理	土地		160
	建物	200	

第1号様式(第2条)

公園内行為許可申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住所	電話
申請者 氏名 職 業	(印)
次のとおり申請します。	
1 公園名	公園
2 行為を行う場所 又は公園施設名	
3 行為の目的	
4 行為の内容	
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで
6 使用面積	平方メートル
7 その他必要な事項	(添付書類 枚)

第2号様式(第2条)

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住所	電話
申請者 氏名 職 業	(印)
次のとおり申請します。	
1 公園名	公園
2 既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
3 既に受けた許可行為の内容	
4 変更する事項	
5 変更する理由	
6 その他必要な事項	(添付書類 枚)

第3号様式(第3条)

公園施設設置許可申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
電話	
申請者 氏 名 (印)	
職 業	
〔法人にあつては、主たる事業所の所在〕 地、名称、代表者の氏名及び営業種目〕	
次のとおり申請します。	
1 公 園 名	公 園
2 設 置 の 場 所	
3 設 置 の 目 的	
4 設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 公園施設の種類 及び数量	
6 公園施設の構造 及び規模	
7 公園施設の管理 の組織	
8 公園施設の管理 の規定及び経理 計画	
9 設置工事の計画	
10 工事費の調達計 画	
11 公園の復旧方法	
12 その他必要な事 項	(添付書類 枚)

第4号様式(第3条)

公園施設管理許可申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
電話	
申請者 氏 名 (印)	
職 業	
〔法人にあつては、主たる事業所の所在〕	
〔地、名称、代表者の氏名及び営業種目〕	
次のとおり申請します。	
1	公園施設の所在地 公 園
2	公園施設の種類及び数量
3	管 理 の 目 的
4	管 理 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
5	使 用 面 積 平方メートル
6	公園施設の管理の組織
7	公園施設の管理の規定及び経理計画
8	その他必要な事項 (添付書類 枚)

第5号様式(第3条)

公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所 申請者 氏 名 職 業	
電話 (印)	
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目)	
次のとおり申請します。	
1 公 園 名	公 園
2 既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
3 変更する事項	
4 変更する理由	
5 その他必要な事項	(1)許可書写 (添付書類 枚)

第6号様式(第5条)

公園占用許可申請書

(あて先)鎌倉市長	年 月 日 住 所 電話 申請者 氏 名 職 業 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> 印 </div> (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目)
次のとおり申請します。	
1 公園名	公園
2 占用の場所及び面積	平方メートル
3 占用の目的	
4 占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 工作物その他の物件又は施設の種類数量	
6 工作物等の構造	
7 工作物等の管理の組織	
8 工作物等の管理の規定	
9 設置工事の計画	
10 設置工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
11 その他必要な事項	(添付書類 枚)

第7号様式(第7条)

公園使用料返還申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
申請者	電話
氏 名	(印)
次のとおり申請します。	
1 公 園 名	公 園
2 許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
3 公園使用について許可のあった内容	
4 返還を受けようとする金額	円
5 返還を受けようとする金額の算出基礎	
6 返還を受けようとする理由	

第8号様式(第8条)

公園使用料減免申請書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
申請者	電話
氏 名	(印)
次のとおり申請します。	
1 公 園 名	公 園
2 使用日時	年 月 日から 年 月 日まで
3 使用目的	
4 減免の理由	
5 減免の金額	円
6 備 考	

第10号様式(第11条)

受 領 書

(あて先)鎌倉市長		年 月 日	
		受領者住所	
		電話	
		氏名	
		⑩	
次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。			
返還を受けた日時			
返還を受けた場所			
返還を受けた 工作物等	整理番号		
	名称又は種類		
	形 状		
	数 量		
(返還を受けた金額)			
備 考			

第11号様式(第12条)

公園施設設置(占有)工事完了届

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
電話	
氏 名	
(印)	
次のとおり届けます。	
1 公 園 名	公 園
2 許可の年月日及び 指令番号	年 月 日 第 号
3 公園施設又は占有 工作物その他の 物件又は施設	
4 工事着手及び完了 年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
5 その他必要な事 項	(添付書類 枚)

第12号様式(第12条)

公園施設設置(管理、占用) 休止届
廃止

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
電話	
氏 名	
(印)	
次のとおり届けます。	
1 公 園 名	公 園
2 休止(廃止)する公園施設又は占用工作物その他の物件又は施設	
3 既に受けた許可の年月日、指令番号及び許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日・第 号・
4 休止(廃止)の理由	
5 休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 廃止年月日	年 月 日
7 原状回復の方法	
8 その他必要な事項	(添付書類 枚)

第13号様式(第12条)

公園原状回復届

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住所	
電話	
氏名 (印)	
次のおり届けます。	
1 公園名	公園
2 許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
3 許可の種類別	<input type="checkbox"/> 公園施設の設置 <input type="checkbox"/> 公園施設の管理 <input type="checkbox"/> 占 用
4 原状回復の理由	
5 工事を直接実施した者の住所及び氏名	
6 工事着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
7 その他必要な事項	(添付書類 枚)

第14号様式(第12条)

公園内における監督処分に伴う工事完了届

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所	
電話	
氏 名	
(印)	
次のとおり届けます。	
1 公 園 名	公 園
2 完了した工事の内容	
3 工事着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
4 その他必要な事項	(添付書類 枚)

- 第1号様式 (第2条)
- 第2号様式 (第2条)
- 第3号様式 (第3条)
- 第4号様式 (第3条)
- 第5号様式 (第3条)
- 第6号様式 (第5条)
- 第7号様式 (第7条)
- 第8号様式 (第8条)
- 第9号様式 (第9条)
- 第10号様式 (第11条)
- 第11号様式 (第12条)
- 第12号様式 (第12条)
- 第13号様式 (第12条)
- 第14号様式 (第12条)